



島根県報

平成26年6月3日（火）

第2,602号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成26年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域	（建 築 住 宅 課）	3
一の敷地とみなすこと等の認定の取消し	（ ” ）	3

【公 告】

平成26年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験の実施	（高 齢 者 福 祉 課）	4
-----------------------------	---------------	---

【特定調達公告】

島根県人事給与システムに係る運用管理保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	5
島根県人事給与システムにおける専用端末のOSアップデート等業務に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	6

告 示**島根県告示第343号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年6月11日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第344号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ライフサポート	通所介護	デイサービスセンター	大田市鳥井町鳥井1197-11	平成26年5月26日
	介護予防通所介護	きれんげ元気館		

島根県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市千酌土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

大西 博 松江市美保関町千酌950番地
 大西 求 松江市美保関町千酌402番地
 大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地
 大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地
 大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地
 大西 諭吉 松江市美保関町千酌946番地1
 大西 正男 松江市美保関町千酌445番地
 佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109番地3
 大西 幸吉 松江市美保関町千酌408番地1
 松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

監事

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地
 佐伯 善治 松江市美保関町千酌954番地2
 大西 廣太 松江市美保関町千酌466番地

2 就任年月日

平成26年3月28日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

大西 博 松江市美保関町千酌950番地

大西 求 松江市美保関町千酌402番地

大西 正富 松江市美保関町千酌1256番地

大西 耕 松江市美保関町千酌1097番地

大西 三郎 松江市美保関町千酌1049番地

大西 諭吉 松江市美保関町千酌946番地 1

大西 正男 松江市美保関町千酌445番地

佐伯 英夫 松江市美保関町千酌109番地 3

大西 幸吉 松江市美保関町千酌408番地 1

松本 眞美 松江市美保関町千酌389番地

監事

佐伯 壹賀 松江市美保関町千酌1046番地

佐伯 善治 松江市美保関町千酌954番地 2

大西 廣太 松江市美保関町千酌466番地

島根県告示第346号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、雲南県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

雲南市木次町木次471-10、471-6

2 認定の年月日及び番号

平成26年6月3日 第2号

島根県告示第347号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の5第2項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定による認定を取り消したので、法第86条の5第4項の規定により告示する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

雲南市木次町木次471-10、471-6

2 認定の取消しを行った認定の年月日及び番号

平成17年3月17日 第4号

3 認定の取消しの年月日及び番号

平成26年6月3日 第1号

公 告

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定により、平成26年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

(1) 試験日 平成26年10月26日（日）

(2) 試験開始時刻 午前10時

2 試験会場

試験地	試験会場（所在地）
松江市	島根大学（松江市西川津町1060番地）
浜田市	県立浜田高等学校（浜田市黒川町3749番地）

3 受験資格

受験日において介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の2に規定する業務従事期間要件を満たす者であること。

4 試験の内容等

(1) 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

ア 介護保険制度に関する基礎的知識

イ 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技術

ウ 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する基礎的知識及び技術

エ 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技術

(2) 試験問題の解答の免除

次の表の左欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ同表の右欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
ア 医師、歯科医師	保健医療サービスの知識等（基礎・総合）
イ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師	保健医療サービスの知識等（基礎）
ウ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	福祉サービスの知識等

なお、アからウまでの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

5 受験申込みに必要な書類等

(1) 平成26年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

(2) 平成26年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票

(3) 実務経験（見込）証明書

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有すること

を客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

また、見込証明となる者は、平成26年10月31日（金）までに改めて実務経験証明書を提出すること。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

(4) 受験資格に応じて提出する書類

ア 国家資格等の免許等の写し

イ 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）

ウ 介護職員初任者研修課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）

エ その他受験資格を確認するために必要な書類

6 受験手数料

7,070円に相当する額の島根県収入証紙を受験申込書の所定の欄に貼り付けること（収入証紙には消印をしないこと。）。

7 受験申込受付期間及び提出先

(1) 受付期間

ア 平成26年7月15日（火）から同年8月5日（火）まで

イ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書し、必ず簡易書留にて郵送すること（8月5日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

(2) 受験申込書の送付先

〒690—8501 島根県松江市殿町128番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課

8 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。試験日の10日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせること。

9 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、松江保健所、雲南保健所、出雲保健所、県央保健所、浜田保健所、益田保健所、隠岐保健所、各市役所及び各町村役場で交付する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、島根県健康福祉部高齢者福祉課宛てに250円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦33センチメートル×横24センチメートルで郵便番号、住所及び氏名を記入したもの）を同封し請求すること。

10 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。また、島根県のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

11 その他

(1) 交通手段

松江、浜田会場とも試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用すること。

(2) 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

(3) 問合せ先

この試験についての問合せは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話0852—22—6520）にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島

根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県人事給与システムに係る運用管理保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17
- 5 随意契約に係る契約金額
35,424,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

平成26年6月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県人事給与システムにおける専用端末のOSアップデート等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部人事課 松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17
- 5 随意契約に係る契約金額
27,680,400円 (消費税及び地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。